

神戸市民のくらしをまもる条例の一部改正(案)について

1 条例の概要

(1) 制定の背景

神戸市民のくらしをまもる条例は、半世紀以上前の大量生産・販売・消費の時代を背景として、消費者被害やオイルショックによる物価高騰を契機に昭和49年に制定され、今年で50年を迎えました。

(2) 条例の内容

消費者主権の理念にのっとり、その権利擁護の施策として、消費者基本計画の策定、危害の防止や広告・表示・包装の適正化といった事業者への行為規制、生活安定のための物価対策などについて規定しています。

(3) 課題

制定から50年の間に適宜改正してきたものの、消費者の価値観や商品・サービスの多様化、消費者保護に関する法制度の進展、事業活動の広域化といった社会情勢の変化に、現在の条例が十分に対応できていない側面があります。

(4) 改正の趣旨

上記を踏まえ、時代に即した分かりやすい規定になるよう見直します。
なお、「神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部改正(案)」についても、本件と同時に意見募集をしています。

2 改正の概要

(1) 条例の名称の変更

現状	神戸市民のくらしをまもる条例
課題等	「くらしをまもる」という表現は防災・防犯分野も連想させ、消費生活に関する内容であることが分かりにくいものとなっています。
見直し	「神戸市消費生活条例」に改めます。

(2) 市の責務の追加(第3条)と消費者基本計画規定の削除(第9条)

現状	国の消費者基本計画とは別に、神戸市消費者基本計画(5か年)の策定を規定しています。
----	-------------------------------------------

課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・目まぐるしく変化する消費者問題に対し、迅速かつ柔軟な対応が求められています。 ・国は、消費者基本計画に基づき、具体的な施策を定めた工程表を毎年策定しています。神戸市でも、その工程表を踏まえた施策を実施することで代替とすることができます。
見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や附属機関からの意見を取り入れながら施策の推進に取り組むこととし、計画策定についての規定を削除します。 ・迅速かつ柔軟な施策の実施を市の責務として追加します。

(3)商品・役務の表示義務の見直し(第17条)

現状	<p>商品・役務について規則で定める事項の表示を事業者に義務付けています。</p> <p>例) 【商品】オープン 【表示】使用上の注意</p>
課題等	<p>制定当時は、事業者や消費者に対し使用方法や保存方法などについて注意喚起する効果がありましたが、以下の理由により、現在では意義が薄れています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他法令等により表示義務がある ・他の主務官庁等により監督されている ・消費者の知識の向上等により表示がなくとも支障がない
見直し	<p>規則による商品・役務毎の個別規定は削除し、以下の必要な事項を表示することとします。</p> <p>【商品】成分、性能、用途その他の必要な事項</p> <p>【役務】取引条件、内容、解約条件その他の必要な事項</p>

(4)価格表示及び単位価格表示義務の見直し(第18条)

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・販売単位や価格の表示を努力義務として規定しています。 ・売り場面積300㎡以上の小売事業者と消費生活協同組合に、規則で定める商品の単位価格表示を義務付けています。 ・規則で定める事業者（理美容、クリーニング）に対し、価格表示を義務付けています。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・単位価格表示を義務付ける商品が自治体によって異なるため、広域事業者は、店舗所在地毎に条例を確認する必要があります。 ・制定当時は価格が商品選択における主要な価値基準でしたが、現代では価格だけでなく品質や機能など価値基準が多様化しています。 ・食品については食品表示基準において内容量表示が義務付けられているため、例えば単位価格表示がなくても消費者が単位価格を確認することができます。
見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の事業者に価格表示及び単位価格表示を義務付ける規定を削除します。 ・全ての事業者・商品を対象とした価格表示及び単位価格表示の努力義務のみとします。

(5)保証表示(第20条)及び金銭消費貸借契約書等の交付(第21条)規定の削除

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定める商品について、品質等を保証する旨を表示するときに、表示しなければならない事項を規則で定めています。 例) 【商品】 ミシン・PC等 【表示】 無料保証期間や申出先等 ・規則で定める金融業者に対し、金銭消費貸借契約書や弁済時の受取書等を消費者に交付することを義務付けています。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業者が行う保証表示は条例を根拠としたものではなく、コンプライアンスや顧客サービスの一環として行われています。 ・公正競争規約により保証表示事項を定めている業界もあります。 ・金銭消費貸借契約書等は、監督省庁が定める指針等により交付が義務付けられており、条例の規定と重複しています。
見直し	<p>保証表示及び金銭消費貸借契約書等の交付に関する規定を削除します。</p>

(6) 過大包装関係規定の見直し(第26条～第30条)

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・過大包装を禁止し、規則でその基準を定めることとしています。 ・包装の安全性の確保を義務付けています。 ・二次使用や詰め合わせ等を目的とした包装については内容や価格の表示、内容品のみの販売を義務付けています。 ・これらの規定に違反した事業者に対して指導・勧告・公表できることとなっています。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の多様化や包装技術の進歩により、基準から外れても消費者にとって不利益とは言えないケースがあります。 ・過去10年間で違反として指導・勧告・公表した事例はありません。
見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・過大包装の基準、包装の安全性の確保、内容・価格の表示、内容品のみの販売を義務付ける規定、指導・勧告・公表の規定を削除します。 ・内容を誇張した包装や過大包装を禁止する規定をまとめます。

(7) 物価関係規定の見直し(第39条～第50条)

現状	<p>生活必需物資の価格調査、流通機構の整備、価格高騰時の生活必需物資の確保についての事業者の協力義務や、不当な事業活動（流通妨害等）を行った事業者に対する立入検査・勧告・公表について規定しています。</p>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・物価政策は神戸市単独で実施しても効果が薄く、一方で自由な経済活動を阻害するおそれがあります。 ・神戸市独自の価格調査は国の物価統計調査と重複するため、既に廃止しています。 ・流通機構の整備に関する規定は、50年前の大規模流通センターの建設や小売市場の整備等を念頭に置いた規定で、現在では役割を終えています。 ・価格高騰時の生活必需物資の確保についての事業者の協力義務は、自由な経済活動を阻害するおそれがあります。 ・生活関連物資等の価格及び需給の安定を目的とした物価三法※や、公正な取引を目的とした独占禁止法が制定されています。

見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の価格調査、流通機構の整備、不当な事業活動を排除するための立入検査・勧告・公表等の規定を削除します。 ・ 災害等緊急時における生活必需物資の確保について規定し直します。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※物価統制令、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法

(8) 市民意見の反映関係規定の見直し(第52条～第54条)

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、事業者及び消費者相互の情報交換や対話の機会を提供することや、消費生活に関する市民の自主的な会議を市が支援することを努力義務として規定しています。 ・ 附属機関「消費生活会議」「消費者苦情処理審議会」をそれぞれ独立した機関として規定しています。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定していた自主的な会議は一定の役割を終えたとして既に解散しており、新たに支援を求める会議もありません。 ・ 2つの附属機関がそれぞれ独立していることで、その位置づけが分かりにくくなっています。
見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く消費者の意見、要望等を把握し、施策に反映させることを目的に、規定し直します。 ・ 「消費生活会議」の名称を「消費生活審議会」へ改め、「苦情処理審議会」を消費生活審議会の部会に位置付け、一体的に運営することとします。

3 改正の時期

令和7年第1回定例会市会（2月議会）に上程予定

4 施行期日

令和7年4月1日